

○運転免許の取消し、効力の停止

(第 103 条第 1 項)

改正 平成 24 年 12 月 3 日 平成 26 年 6 月 4 日
 平成 27 年 3 月 12 日 平成 28 年 2 月 1 日
 平成 29 年 3 月 12 日 平成 29 年 9 月 1 日
 令和元年 12 月 1 日 令和 2 年 6 月 30 日
 令和 3 年 3 月 12 日 令和 4 年 5 月 13 日
 令和 5 年 7 月 1 日 令和 7 年 3 月 24 日

処分基準

令和 8 年 4 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 103 条第 1 項
処分の概要	運転免許の取消し、効力の停止
原権者 (委任先)	岡山県公安委員会(免許の効力の停止については、岡山県警察本部長)
法令の定め	道路交通法第 103 条第 1 項、第 3 項から第 7 項まで、第 9 項及び第 10 項(免許の取消し、停止等) 道路交通法施行令第 33 条の 2 の 3(免許の拒否又は保留の事由となる病気等)、第 38 条第 1 項から第 5 項まで(免許の取消し又は停止及び免許の欠格期間の指定の基準)、第 38 条の 2(免許の取消し又は停止の事由となる病気等)
処分基準	病気等の事由により運転免許の取消し又は効力の停止を行う場合の基準は別紙 1 のとおり。 点数制度等により運転免許の取消しを行う場合は法令の定めを基準としつつ、別紙 2 に従い処分の軽減を行う。効力の停止を行う場合の基準は別紙 2 のとおり。
問い合わせ先	交通部運転管理課 行政処分係(90 日未満の免許の効力の停止) 聴聞・処分者講習係(免許の取消し、90 日以上免許の効力の停止)

別紙 1

[別紙参照]

別紙 2

[別紙参照]